

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 1 令和4年度対馬駐屯地で使用する電気
2 令和4年度対馬訓練場で使用する電気
- (2) 予定数量及び予定電力使用量 (高圧)仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- (4) 契約場所 対馬駐屯地及び対馬訓練場

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和元・2・3年度及び令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」で九州・沖縄地域の資格を有する者であること。令和04・05・06年度防衛省競争資格(全省庁統一資格)において、申請中の場合は、申請中の旨を証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後、履行開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除

く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(10) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率30%以上とすることができる者であること。（付紙第1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を参照（RE100の細部については、Going 100% - RE100(<https://www.there100.org/technical-guidance>)を確認すること。))

(11) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について、確認できる資料として、次のア及びイを令和4年1月27日（木）までに持参又は郵送により提出すること。

ア 付紙第2 「特定電源割当証明書」様式例

イ 付紙第3 「特定電源割当計画書」様式例

(12) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、官側が提示する条件（仕様書参照）を満たしている者（入札参加を希望する事業者は、仕様書に基づき適合証明書及び入札関係書類を令和4年1月27日（木）までに提出すること。）

(13) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）第8条第1項の勧告を受けていない者

- 3 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsd/wae/>)
陸上自衛隊対馬駐屯地、対馬市役所
- 4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所
陸上自衛隊対馬駐屯地 第436会計隊契約班、西部方面隊ホームページ
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所：陸上自衛隊対馬駐屯地 幹部食堂
 - (2) 日時：令和4年1月31日（月）09時00分
- 6 落札決定方法：単価（総価）で決定
単価（総価）で、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、入札書に記載された年間の総価をもって判断する。
- 7 保証金に関する事項
 - (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
 - (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金を加算した額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。
- 8 入札の無効
 - (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
 - (2) 入札金額、入札書の氏名及び押印が不鮮明で判別し難い入札
 - (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
 - (4) 電話、FAXによる入札
 - (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
 - (6) その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 契約書等の作成
落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。

10 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (3) 入札参加希望者は、会計隊担当者より仕様書を受領し、令和3年12月28日（火）17時00分までに資格審査結果通知書（写）及び入札関係書類を提出すること。なお、入札終了後、仕様書は回収する。
- (4) 入札日時以前に郵便（書留等記録が残る方法）により入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に捺印し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「1月31日開札（令和4年度対馬駐屯地で使用する電気ほかに入札書在中）」と朱書きして令和4年1月28日（金）17時00分までに必着となるよう送達すること。この際、担当者へ当該入札書を送付した旨の連絡をすること。

11 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒817-0005 長崎県対馬市厳原町棧原38

(1) 入札に関する事項

陸上自衛隊対馬駐屯地 第436会計隊契約班 古川

TEL 0920（52）0791（内線）347

FAX 0920（52）0791（内線）349

(2) 仕様書に関する事項

陸上自衛隊対馬駐屯地 後方支援隊営繕班 山根

TEL 0920（52）0791（内線）441